

インテリアコーディネーター（IC）資格試験 およびキッチンスペシャリスト（KS）資格試験 受験票貼付用の写真規定

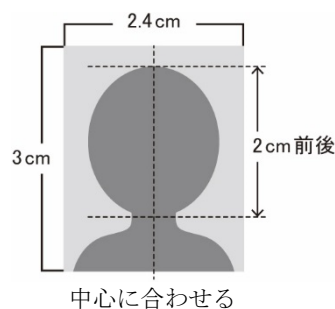
写真の使用用途

- ・試験当日の本人確認
- ・資格登録証への印刷（※）

※資格試験合格後に資格登録申請を経て、当協会に資格者として登録手続きを完了された方には、顔写真付きの資格登録証（カード）が交付されます。顔写真は、合格年度の受験票（ICの場合は二次試験の受験票）に貼付されたものを使用しますので、予めご了承ください。

<規定>

- ・タテ 3cm×ヨコ 2.4cm
- ・正面向き、無帽、上三分身（胸から上）
- ・画質が鮮明であること
- ・本人のみで背景がないもの
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの（白黒・カラー可）
- ・写真用紙で印刷されているもの



不適当な写真例

- ・帽子、華美な髪飾り等の着用
- ・色つきレンズの眼鏡、サングラスの着用
- ・カラーコンタクトの着用
- ・画像加工等により、顔のパーツが変形している
- ・人物の位置が片寄っている
- ・印刷画質が悪く、不鮮明なもの
- ・写真全体が暗い、または影が濃い
- ・スナップ写真は禁止
- ・背景以外のものが写りこんでいる
- ・人物と背景の境界が不明確なもの

<不適当な写真例の一部>



※上記に該当する写真については、差し替えを求める場合もあります。